

2017年 7月 1号

戦前回帰を許さない！ 共謀罪法廃止せよ！



岐阜市議会6月議会 松原のりかず 質問の2 健康部長・病院事務局長へ

## **民間病院** 車椅子・ポータブルトイレ

# ベッド用マットの患者負担は不適正

岐阜市議会6月議会で松原のりかずは 1 決裁のあり方 2 民間病院への指導  
3 市民病院医療事故対策 4 東部クリーンセンターの裁判対応 の4点について質問  
(6月19日) させて頂きました。以下は、「2 民間病院への指導」の質問です。

最近、たて続けにがん患者からのご相談を受けました。セカンドオピニオンのシステムについてのご相談でした。問い合わせをされる市民も、システムの出来た当時と違い、言葉だけは知られるように様になった様です。1人の医師を全面的に信頼し「全てお任せ」となりがちであった時代から、複数の医師の意見を聞く時代となりましたが、治療を受けている主治医を前にすると「言い出しにくい」との問い合わせもあります。一般的に、患者も家族も病院や医師に気を使うこととなります。

特に、病院に入院しますと、入院が長期になれば、患者や、患者を思う家族の心境は病状にも増して苦しいものになりがちです。「入院患者が病院の対応に疑問を持って、その事を言い出しにくい」「言えない」あるいは、「疑問に思うが、病院の要求を承認せざるおえない状況にある」ことは、想像に難くありません。しかし、不適切が放置され続けてはいけない訳で、指導組織としての保健所の果たす役割は大きなものがあります。

市民からの疑問ですが、ある民間病院で、長期入院患者に対し、「車椅子、ポータブルトイレ、ベッドのマットなど購入費を請求した」事例があります。たしかに、患者家族に「買って下さい」「買ってもいいですか」と事前連絡があるようですが、これらの品物は、医療と一体の物ではないか？ との疑問が生まれます。厚生労働省が昨年改定した「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」なる文書を読みましたが、疑問が深まることになりました。あるべき姿について、以下3点、健康部長と市民病院事務局長に伺います。

### **質 問**

- 1 「公正な医療」のために保健所の果たす役割について、民間病院への指導体制の現状を伺います。

健康部長へ

うら面につづく

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

### おもて面からのつづき

- 2 只今、紹介した事例（車椅子など購入費患者負担）について病院の患者・家族への要求は不適正と思われるが、見解を伺います。不適正との判断ならば、どの様に指導されますか、伺います。健康部長へ
- 3 市民病院では、入院患者に車椅子、ポータブルトイレ、ベッドのマット購入費を患者に負担させた事例はありますか、伺います。市民病院事務局長

### 健康部長答弁の概要

- 1 保健所は医療法の「医療の担い手は医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。」規定に基づき適切な医療の提供を指導しています。許認可は、県の助言を受けの対応、診療報酬等の保険診療については、東海北陸厚生局に情報提供し対応します。
- 2 紹介事例は、いわゆる「患者から費用を徴収することが適当でないものとしてシーツ代、冷暖房代」などが示されていますことから、東海北陸厚生局に確認したところ、入院に際し必要となる「車椅子、ポータブルトイレ、ベッド用マット」も同様取扱いとのことでした。該当医療機関に確認し、不適正と判断した場合は、改善指導します。内容により県、東海北陸厚生局へ情報提供し、対応を求めます。

### 市民病院事務局長答弁の概要

- 3 車椅子は院内に240台配備し、自由に利用いただいています。ポータブルトイレ、ベッド用マットも当院の物を利用頂き、患者さんから費用を頂いておりません。

### 松原のりかず再登壇指摘

医療提供前の「適正な説明」があったか？ が難しい。病院は「説明し、理解を得た」と言うだろう。しかし、患者が退院か死亡しないと市民からは意見（内実・問題提起・不満）は出てこない。病院が患者に対し「車椅子、ポータブルトイレ、ベッド用マット」の支出の「理解を求める」事がすでにおかしい事であり、「病院のこの理解を求める行動」そのものへの指導が必要と思われます。保健所の指導を求めます。

本会議 26日 服部議員・新庁舎議案反対討論 松原のりかず・庁舎見直し請願賛成討論  
共謀罪法反対意見書へ賛成 マイル問題で議長へ申入れ 記者会見



## 7月6日 伊藤哲さん自死公務災害裁判・判決

### （名古屋高等裁判所大法廷・15時）

松原のりかず  
☎058-253-2500